

国土専建第59号
令和2年3月31日

(一社) 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度について

見える化評価の適正な実施を確保し、専門工事企業が施工能力等に応じて適正に評価され、選ばれる環境の整備を図るため、今般、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示498号）（以下「告示」という。）を公示したところです（別添1参照）。

また、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示し、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました（別添2参照）。

つきましては、告示及びガイドラインの趣旨及び内容を十分にご理解の上、見える化評価基準を策定することや、建設技能者の担い手確保に資する処遇改善に向けた取組について、ご対応をお願いいたします。

○国土交通省告示第四百九十八号

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を活用した専門工事企業の施工能力等の見える化評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、見える化評価の適正な実施を確保し、専門工事企業が施工能力等に応じて適正に評価され、選ばれる環境の整備を図るとともに、建設業界に対する安心感を醸成するための仕組みの構築を図ることで、建設技能者の処遇を改善し、もって建設業の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「専門工事企業」とは、建設技能者（工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であつて、建設キャリアアップシステムに技能者として登録された者をいう。以下同じ。）を雇用する事業者であつて、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。

3 この告示において「施工能力等」とは、施工能力（建設工事を施工する能力をいう。次項において同じ。）、基礎情報（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。次項において同じ。）及びコンプライアンス（社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。同項において同じ。）をいう。

4 この告示において「見える化評価」とは、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて、次条の規定により国土交通大臣の認定を受けた基準に基づき、専門工事企業の施工能力、基礎情報及びコンプライアンスのそれぞれについて四段階で評価することをいう。

（見える化評価基準の認定）

第三条 見える化評価を実施しようとする者は、次の各号に掲げる事項を定めた見える化評価に関する基準（以下「見える化評価基準」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 見える化評価基準を策定する目的

- 二 見える化評価の対象とする職種
- 三 見える化評価に係る四段階の区分に関する基準
- 四 その他専門工事企業の施工能力等を評価するために必要な事項
- 2 国土交通大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る見える化評価基準が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
 - 一 専門工事企業の施工能力等を適切に評価することにより、建設技能者の処遇の改善を目指すものであること。
 - 二 見える化評価の対象とする職種が特定されていること。
 - 三 前項第三号の基準について建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて適切に設定されていること。
 - 四 その他専門工事企業の施工能力等を評価するために必要な事項が定められていること。
- 3 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る見える化評価基準を公表するものとする。
- 4 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る見える化評価基準を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

（見える化評価実施規程の届出）

第四条 前条の認定を受けて見える化評価を実施しようとする者（以下「見える化評価実施機関」という。）は、次に掲げる事項を定めた見える化評価の実施方法等に関する規程（以下「見える化評価実施規程」という。）を策定し、見える化評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 見える化評価の申請に関する事項

二 見える化評価の実施に関する事項

三 見える化評価の結果の通知に関する事項

四 見える化評価の結果の公表に関する事項

五 その他見える化評価を実施するために必要な事項

（見える化評価の実施）

第五条 見える化評価実施機関は、第三条の認定を受けた見える化評価基準及び前条により届け出た見える化評価実施規程に基づき、見える化評価を実施し、公表するものとする。

（報告の徴収）

第六条 国土交通大臣は、見える化評価の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、見える化評価実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

（認定の取消し等）

第七条 国土交通大臣は、見える化評価実施機関がこの告示の規定に違反して見える化評価を実施しているとき、当該見える化評価実施機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、見える化評価実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の認定を取り消すことができる。

- 一 前項の規定による命令に違反したとき。
- 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 不正の手段により第三条の認定を受けたとき。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に 関するガイドライン

令和2年3月31日

国土交通省 土地・建設産業局

目 次

はじめに	1
1. 見える化評価制度の趣旨・目的	1
2. 見える化評価制度の枠組み	2
(1) 見える化評価基準に基づく評価の実施	
(2) 見える化評価制度の対象とする要素	
(3) 見える化評価制度による評価結果	
3. 見える化評価基準	3
(1) 国土交通大臣による見える化評価基準の認定	
(2) 見える化評価基準の要件	
①目的	
②見える化評価の対象とする専門工事企業等	
③見える化評価の項目	
④見える化評価の内容	
⑤見える化評価基準	
⑥見える化評価の段階	
4. 見える化評価実施規程	5
(1) 国土交通大臣に対する見える化評価実施規程の届出	
(2) 見える化評価実施規程の要件	
①評価の申請	
②評価の実施	
③評価の結果の通知等	
④評価結果の公表等	
⑤その他	
5. 適正な見える化評価実施のための措置	6
(1) 報告の徴収	
(2) 認定の取消し等	
6. その他	6
7. 施行期日	7

はじめに

建設業は、地域のインフラ整備等の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っている。

人口減少や高齢化が進む中、建設産業は他産業と比較して高齢者が多い産業構造となっており、近い将来において、これらの高齢者の大量離職が見込まれる状況にある。建設業が引き続き重要な役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。

こうした中、平成31年4月から、技能者の保有資格や就業履歴を業界横断・統一のルールで登録・蓄積する仕組みである建設キャリアアップシステムの本運用が開始された。このシステムによって、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握するとともに、客観的かつ継続的に蓄積・確認することが可能になった。

この建設キャリアアップシステムを活用して、建設技能者の処遇改善を行うための評価制度が、建設技能者の能力評価制度（以下「能力評価制度」という。）であり、また、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（以下「見える化評価制度」という。）である。

能力評価制度については、「建設技能者の能力評価制度に関する告示」（平成31年国土交通省告示460号）及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」（以下これらを「能力評価に関する告示等」という。）が平成31年4月より施行された。

見える化評価制度については、平成30年4月に、「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を設置し、平成30年9月に中間とりまとめを行い、継続的な検討を行うとともに、当該検討会の下に設置された「専門工事企業の施工能力の見える化ワーキンググループ」において具体的な検討を行ってきたところである。

こうした検討結果を踏まえ、見える化評価制度を構築するため、今般、専門工事企業の評価の実施に必要な事項を定めた専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）（以下「告示」という。）を公示したところであるが、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示すことで、適正かつ円滑な実施を図るため、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定めることとする。

1. 見える化評価制度の趣旨・目的

建設キャリアアップシステムの構築により、これまで客観的に把握することが困難であった建設技能者一人ひとりの保有資格や就業履歴がシステムに登録・蓄積されることから、これらの情報を業界横断的かつ業界統一のルールで把握するととも

に、客観的かつ継続的に蓄積することのできる環境が整うこととなる。

このため、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度と連動し、個々の企業が、どのレベルの職人を何人雇用しているのか等の企業の施工能力に関係する情報等を「見える化」すれば、人材育成等に取り組み、施工能力等が高い専門工事企業が、単なる価格競争のみではなく、元請企業や発注者等から適切に評価されるような仕組みの構築が考えられる。

建設技能者を雇用し、その育成を行っているのは、主に専門工事企業である。人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が高まる。その仕組みを構築することが、見える化評価制度の目指すものである。その結果、将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上と、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりへとつながるものである。

2. 見える化評価制度の枠組み

（1）見える化評価基準に基づく評価の実施

見える化評価制度は、告示及び本ガイドラインに基づき、以下のとおり実施する。

- 能力評価に関する告示等に基づき認定された能力評価実施機関のうち見える化評価制度を実施しようとする専門工事業団体等（以下「見える化評価実施機関」という。）が専門工事企業の施工能力等の見える化評価基準（以下「見える化評価基準」という。）を策定する。
- 国土交通大臣は、見える化評価実施機関が策定した見える化評価基準を認定する。
- 見える化評価基準を策定した見える化評価実施機関が、認定された見える化評価基準に基づき、評価を実施する。

（2）見える化評価制度の対象とする要素

見える化評価制度においては、原則として、建設キャリアアップシステムによる情報、能力評価制度に基づくレベルの判定による情報、その他客観的に判定出来る情報により評価することを基本とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムの事業者情報に蓄積された建設業許可情報、財務状況等、社会保険加入状況等の情報及び建設技能者の人数等の情報を評価する。

（3）見える化評価制度による評価結果

見える化評価制度による評価（以下「見える化評価」という。）は、☆から☆☆☆☆までの4段階で行う。

2.（2）のとおり、客観的に把握できる要素を評価することで、4段階の評価を実施する。

3. 見える化評価基準

（1）国土交通大臣による見える化評価基準の認定

認定の申請は、見える化評価実施機関が告示第3条第1項及び3.（2）に基づき、見える化評価基準を策定し、国土交通大臣に対して認定を申請する。申請においては、策定した見える化評価基準について、関係する機関等と十分調整を行った上で、提出を行うものとする。なお、上記原則によることが困難な場合は個別に国土交通省に協議するものとする。

国土交通大臣は、申請された見える化評価基準が、告示第3条第2項及び3.（2）の定めにも適合していると認めるときは、認定をする。なお、国土交通大臣の認定においては、見える化評価の平準化を図る観点から、必要な調整を行うことができるものとする。

認定された見える化評価基準については、国土交通省において公表する。

認定を受けた見える化評価基準を変更する場合には、当該基準を策定した見える化評価実施機関は、告示第3条第4項に基づき、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

国土交通大臣は、変更された見える化評価基準が、告示第3条第2項及び3.（2）にも適合していると認めるときは、認定をするとともに、認定された見える化評価基準を公表する。

（2）見える化評価基準の要件

見える化評価基準は、告示第3条第1項及び第2項に定めるほか、以下の定めによるものとする。

①目的

見える化評価基準には、1. に記載の趣旨・目的を踏まえ、見える化評価基準を策定する目的を記載する。

②見える化評価の対象とする専門工事企業等

原則として、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を見える化評価の対象とする。また、建設キャリアアップシステムにおける登録情報を活用することから、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った専門工事企業等を対象とする。なお、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとするが、見える化評価基準において、当該企業を対象とする場合には、国土

交通省に個別に協議を行うものとする。

③見える化評価の項目

見える化評価の項目は、「基礎情報」、「施工能力」及び「コンプライアンス」とする。

④見える化評価の内容

見える化評価の内容は、見える化評価の項目ごとに共通の評価内容（以下「共通評価内容」という。）及び見える化評価実施機関ごとに定める評価内容（以下「選択評価内容」という。）から構成される。

(a)共通評価内容

見える化評価の項目においては、原則として、別紙1を参考に以下の評価内容の設定を行うものとする。なお、以下の評価内容で行うことが困難な場合は、個別に国土交通省と協議を行うものとする。

○「基礎情報」は以下の評価内容とする。

建設業許可の有無、建設業の許可年数、財務状況等、取引先、社員数、団体加入

○「施工能力」は以下の評価内容とする。

建設技能者の人数

建設技能者の人数は、建設キャリアアップカードの保有者数、所属技能者に占める能力評価レベル3以上の者の割合、所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数等の項目で構成するものとする。

他の能力評価実施機関による能力評価を受けた所属技能者については、建設キャリアアップカードの保有者数等、建設キャリアアップカードのレベルに関係のない評価項目の対象とすることは可能とする。

なお、建設キャリアアップカードの保有者は、企業において法定福利費を負担している建設技能者とする。その他は、別途定める。

施工実績

○「コンプライアンス」は以下の評価内容とする。

処分歴、社会保険加入状況とし、業種の特性を踏まえたコンプライアンスに対する取組状況（従業員、企業）を任意で設定する。

(b)選択評価内容

見える化評価の項目においては、別紙2を参考に見える化評価の項目ごとに評価内容を定めることを可能とする。

なお、選択項目において、動員力等の自社以外の企業情報を勘案した項目を導入する場合は、以下のとおりとする。

○自社の動員力評価の対象とする下請企業は、建設キャリアアップシステムに登録している事業者に限る。

○動員力の評価は自社の直下の下請企業までとする。また、見える化評価の対

象とすることについて、当該下請企業が同意している場合に限る。

⑤見える化評価基準

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については別紙3を参考に設定する。

見える化評価の項目において、選択評価内容を設定する場合は、共通評価内容の配点の合計を超えないよう適切に設定する。

なお、上記によることが困難な場合は、国土交通省と協議を行うものとする。

⑥見える化評価の段階

☆☆☆☆評価については、別紙3を参考に見える化制度における最上位であることを踏まえて、設定する。

また、☆☆☆評価以下についても、見える化評価基準におけるバランスを考慮し、適切に設定するものとする。

4. 見える化評価実施規程

(1) 国土交通大臣に対する見える化評価実施規程の届出

見える化評価実施機関は、告示第4条前段及び4.(2)により、見える化評価の実施方法等に関する規程（以下「見える化評価実施規程」という。）を策定し、見える化評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出る。

見える化評価実施機関は、見える化評価実施規程を変更しようとするときは、告示第4条後段に基づき、変更した見える化評価実施規程に基づき見える化評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出る。

(2) 見える化評価実施規程の要件

見える化評価実施規程の内容は、告示第4条に定めるほか、以下に定めるところによる。

①評価の申請

見える化評価を受けようとする専門工事企業等（以下「申請者」という。）は、見える化評価実施機関に対して、評価の申請を行う。

申請者が見える化評価実施機関に加入していることを申請の要件としてはならない。

見える化評価実施規程には、申請の受付開始年月日を記載する。

②評価の実施

見える化評価実施機関は、認定された見える化評価基準に基づき、評価を実施する。

見える化評価実施規程には、評価実施の開始年月日を記載する。

③評価の結果の通知等

見える化評価実施機関は、評価結果を申請者に対して通知する。なお、通知の

様式は別紙 4 を参考とする。

④評価結果の公表等

見える化評価実施機関は、評価結果を公表する。なお、公表の方法は、別途定める。

⑤その他

評価事務を他の者に委託することは差し支えない。ただし、委託にあたっては、委託する事務の内容や範囲を明らかにして行うものとする。

見える化評価実施機関が、申請者から評価手数料を徴収することも可能とする。手数料は、申請者の見える化評価実施機関への加入の有無にかかわらず、同一の料金とすることを原則とする。ただし、手数料の徴収に当たり、団体加入に伴う会費等を考慮した手数料の設定を可能とする。

5. 見える化評価の適切な実施のための措置

(1) 報告の徴収

国土交通大臣は、見える化評価の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、告示第 6 条の規定に基づき、見える化評価実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

(2) 認定の取消し等

国土交通大臣は、見える化評価の実施が、告示又は本ガイドラインの規定に違反して行われていると認めるときは、告示第 7 条第 1 項に基づき、見える化評価実施機関に対し、必要な指示を命ずることができる。

国土交通大臣は、見える化評価実施機関が、告示第 7 条第 1 項の規定による命令に違反したとき、告示第 6 条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、不正の手段により告示第 3 条の認定を受けたときは、告示第 7 条第 2 項に基づき、認定を取り消すことができる。

6. その他

【公表の方法】

発注者、エンドユーザーへ広く周知するため、団体で公表するほか、国土交通省のホームページにおいても公表することについて、別途定める。

【見える化評価の表記】

見える化評価の項目ごとに評価し、公表する。ただし、ホームページ等で一覧として表す場合などには、エンドユーザー等の分かりやすさという観点も考慮した表記の方法について、別途定める。

【見える化評価基準と見える化評価実施規程の様式】

見える化評価基準と見える化評価実施規程の様式については、別紙 5 及び別紙 6 を参考とする。

【その他】

告示及び本ガイドラインに定めのない事項については、国土交通省に協議するものとする。

7. 施行期日

本ガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

見える化評価の項目及び共通評価内容

項目区分	評価内容	評価方法	詳細内容	確認方法
基礎情報	建設業許可の有無	2段階評価	建設業許可の有無	CCUS
	建設業の許可年数	4段階評価	建設業の許可年数	別途申請
	財務状況等	4段階評価	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高（完成工事高）のデータにより財務評価を行う。	CCUS
	取引先	必須記載項目	－	CCUS
	社員数	必須記載項目	－	別途申請
	団体加入	2段階評価	団体加入の有無	別途申請
施工能力	建設技能者の人数	4段階評価	●建設キャリアアップカードの保有者数 ●所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合 ●所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	CCUS ※最大請負金額、協力会社、表彰実績は、別途申請が必要の可能性
		必須記載項目	●建設キャリアアップカードのレベルごとの人数、最大請負金額、協力会社、表彰実績	
	施工実績	必須記載項目	－	別途申請
コンプライアンス	法令遵守	2段階評価	●処分歴	別途申請（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認）
	社会保険加入状況		●社会保険加入状況	CCUS
	コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）		●従業員のコンプライアンス確保の取組 ●事業者自らのコンプライアンス確保の取組	別途申請

見える化評価の項目及び選択評価内容の例

項目区分	評価内容	詳細内容
基礎情報（人材確保育成）	女性の確保育成状況	・ 女性技能労働者の人数、割合 ・ えるぼし、くるみん認定・プラチナくるみん認定の取得の有無
	研修・訓練の実施状況	・ 職業訓練校の活用等
	建設技能者の定着率	・ 建設技能者の勤続年数（研修等の年間費用、訓練校の活用数、資格試験、受験者数 等）
基礎情報（地域貢献その他）	防災活動への貢献状況	・ 防災協定締結の有無
	国際標準化機構が定めた規格による登録状況	・ ISO9001、ISO14001の登録の有無
	生産性向上・技術開発	・ NETISの登録等の有無、その他生産性向上の取組
	民事再生法等の適用の有無	・ 民事再生法又は会社更生法の適用有無
	災害時対応	・ BCP（事業継続計画）策定の有無
	経営力	・ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定の有無
施工能力	建機の保有状況	・ 建機の経過年数、大型、小型の別の評価を個別に評価
	表彰	・ 優良工事表彰、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）での評価
	最大請負金額	・ 自社における 1 件あたりの最大請負金額
	協力会社	・ 協力会社に所属する建設技能者の数等
コンプライアンス（法令遵守・安全衛生）	労働時間	・ 直近の事業年度の1月平均の時間外労働時間
	安全関係団体加入状況	・ 建設業労働災害防止協会への加入の有無（COHSMSの導入の有無）
コンプライアンス（処遇・福利厚生）	給与制度	・ 月給制、日給月給制等の給与制度
	休暇制度	・ 週休日数制度
	労務管理	・ 就業規則の有無 ・ 36協定締結の有無

基礎情報の評価項目における評価基準の考え方について

【考え方】

○各評価内容（建設業許可の有無、建設業の許可年数、資本金、完成工事高、団体加入）の平均の点数を基礎情報の評価とする。

【2段階評価】

○建設業許可の有無、団体加入

【4段階評価】

○建設業の許可年数、資本金、完成工事高

【必須記載項目】

○取引先、社員数

基礎情報

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	

配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
25	無	30年未満	500万円未満	2億円未満	無
50		30年以上40年未満	500万円以上1000万円未満	2億円以上6億円未満	
75		40年以上50年未満	1000万円以上3000万円未満	6億円以上15億円未満	
100	有	50年以上	3000万円以上	15億円以上	有
	CCUS	別途申請	CCUS	CCUS	別途申請

施工能力の評価項目における評価基準の考え方について

- 【考え方】

○各評価内容（①建設キャリアアップカード保有者数、②所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合、③所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数）の平均の点数を施工能力の4段階評価とする。
- 【必須記載項目】

○施工実績

施工能力

	評価内容の平均点	配点	建設キャリアアップカードの保有者数	所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合	所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	所属技能者の平均勤続年数
☆	25点	25	5名未満	10%未満	合算した点数が50点	10%未満→25点	10年未満→25点
☆☆	25点超50点未満	50	5名以上15名未満	10%以上15%未満 40%以上	合算した点数が75点	10%以上20%未満→50点	10年以上15年未満→50点
☆☆☆	50点以上75点未満	75	15名以上30名未満	15%以上20%未満	合算した点数が100点又は125点	20%以上30%未満→75点	15年以上20年未満→75点
☆☆☆☆	75点以上	100	30名以上	20%以上40%未満	合算した点数が150点、175点又は200点	30%以上→100点	20年以上→100点
真正性の確保			CCUS	CCUS	検討中	検討中	検討中

コンプライアンスの評価項目における評価基準の考え方について

コンプライアンス

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	

2段階評価

配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員のコンプライアンス確保の取組 ○建設業適正取引推進機構の講習受講の有無 ○労働安全衛生大会等の出席の有無	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 ○建設業経理士の設置の有無 ○安全団体加入の有無 ○建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入の有無（コンパクトコスモスを含む。）
25	あり	3 保険のうち、加入していないものがある。	取組の該当がない。	取組の該当がない。
	—	—	—	—
	—	—	—	—
100	なし	すべて加入	該当がある。	該当がある。
	なし（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分））	CCUS ※改正建設業法においては、社保加入が許可の要件となる。以降は、必須記載事項とすることも含めて検討。	受講証（建設業適正取引推進機構の講習）	認定証（コスモス）

評価結果通知書

別紙 4

申請者

フリガナ	〇〇ケンセツ					職種	〇〇
事業者名	〇〇建設（株）						
事業者ID	1234	-	5678	-	1234		

評価結果は以下のとおりとなります。

見える化評価の結果

見える化評価項目	評価の段階
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

年 月 日

一般社団法人〇〇工事業協会

〇 〇 〇 〇

印

〇〇見える化評価基準

令和 年 月 日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和〇年国土交通省告示第〇〇〇号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和〇年〇月〇日）に基づき、〇〇見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人 〇〇工事業協会

2. 見える化評価基準を策定する目的

〇〇技能者を雇用する〇〇専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

基礎情報

	評価内容の平均点	配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
☆	25点	25	無	30年未満	500万円未満	2億円未満	無
☆☆	25点超50点未満	50		30年以上40年未満	500万円以上1000万円未満	2億円以上6億円未満	
☆☆☆	50点以上75点未満	75		40年以上50年未満	1000万円以上3000万円未満	6億円以上15億円未満	
☆☆☆☆	75点以上	100	有	50年以上	3000万円以上	15億円以上	有
真正性の確保			CCUS	別途申請	CCUS	CCUS	別途申請

施工能力

	評価内容の平均点	配点	建設キャリアアップカードの保有者数	所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合	所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	所属技能者の平均勤続年数
☆	25点	25	5名未満	10%未満	合算した点数が50点	10%未満→25点	10年未満→25点
☆☆	25点超50点未満	50	5名以上15名未満	10%以上15%未満 40%以上	合算した点数が75点	10%以上20%未満→50点	10年以上15年未満→50点
☆☆☆	50点以上75点未満	75	15名以上30名未満	15%以上20%未満	合算した点数が100点又は125点	20%以上30%未満→75点	15年以上20年未満→75点
☆☆☆☆	75点以上	100	30名以上	20%以上40%未満	合算した点数が150点、175点又は200点	30%以上→100点	20年以上→100点
真正性の確保			CCUS	CCUS	検討中	検討中	検討中

コンプライアンス

コンプライアンス

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	

2段階評価

配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員のコンプライアンス確保の取組 ○建設業適正取引推進機構の講習受講の有無 ○労働安全衛生大会等の出席の有無	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 ○建設業経理士の設置の有無 ○安全団体加入の有無 ○建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入の有無（コンバクトコスモスを含む。）
25	あり	3保険のうち、加入していないものがある。	取組の該当がない。	取組の該当がない。
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
100	なし	すべて加入	該当がある。	該当がある。
	なし（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コンプライアンスシステム」（過去5年分））	CCUS ※改正建設業法においては、社保加入が許可の要件となるため、評価軸に入れない選択肢もあり得る。	受講証（建設業適正取引推進機構の講習）	認定証（コスモス）

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が75点以上を「☆☆☆☆評価」、50点以上75点未満を「☆☆☆評価」、25点以上50点未満を「☆☆評価」、25点未満を「☆評価」とする。

【基礎情報の評価内容】

建設業許可（２段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（４段階評価）	「50年以上」・・・100点、 「40年以上50年未満」・・・75点 「30年以上40年未満」・・・50点 「30年未満」・・・25点
資本金（４段階評価）	「3000万円以上」・・・100点 「1000万円以上3000万円未満」・・・75点 「500万円以上1000万円未満」・・・50点 「500万円未満」・・・25点
完成工事高（４段階評価）	「15億円以上」・・・100点 「6億円以上15億円未満」・・・75点 「2億円以上6億円未満」・・・50点 「2億円未満」・・・25点
団体加入（２段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

※基礎情報の評価内容の計算例

建設業許可「有」・・・・・・・・・・100点
資本金「1000万円」・・・・・・・・・・75点
完成工事高「5億円」・・・・・・・・・・50点
団体加入「有」の企業の評価・・・・・・・・100点
(100+75+50+100)÷4=81.25 → ☆☆☆☆

【施工能力の評価内容】

建設キャリアアップカードの保有者数（４段階評価）	「30名以上」・・・100点 「15名以上30名未満」・・・75点 「5名以上15名未満」・・・50点 「5名未満」・・・25点
所属技能者に占めるレベル３以上の者の割合（４段階評価）	「20%以上40%未満」・・・100点 「15%以上20%未満」・・・75点 「10%以上15%未満、40%以上」・・・50点 「10%未満」・・・25点
所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算（４段階評価）	「合算した点数が150点、175点又は200点」・・・100点

「合算した点数が 100 点又は 125 点」・・・75 点

「合算した点数が 75 点」・・・50 点

「合算した点数が 50 点」・・・25 点

○所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合（4 段階評価）

「30%以上」・・・100 点

「20%以上 30%未満」・・・75 点

「10%以上 20%未満」・・・50 点

「10%未満」・・・25 点

○所属技能者の平均勤続年数（4 段階評価）

「20 年以上」・・・100 点

「15 年以上 20 年未満」・・・75 点

「10 年以上 15 年未満」・・・50 点

「10 年未満」・・・25 点

※施工能力の評価内容の計算例

建設キャリアアップカードの保有者数「30 人」・・・100 点

所属技能者に占めるレベル 3 以上の者の割合「18%」・・・75 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合と所属技能者の平均勤続年数の合算・・・100 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合「20%」・・・75 点

所属技能者の平均勤続年数「15 年」・・・75 点

$(100+75+100) \div 3 = 91.6666 \rightarrow \star\star\star\star$

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2 段階評価） 「有」・・・100 点、「無」・・・25 点

社会保険加入状況（2 段階評価） 「有」・・・100 点、「無」・・・25 点

従業員のコンプライアンス確保の取組（2 段階評価）

「該当がある」・・・100 点、 「取組の該当がない」・・・25 点

事業者自らのコンプライアンス確保の取組（2 段階評価）

「該当がある」・・・100 点、 「取組の該当がない」・・・25 点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

処分歴「無」・・・100 点

社会保険加入状況「有」・・・100 点

従業員のコンプライアンス確保の取組「該当がある」・・・100 点

事業者自らのコンプライアンス確保の取組「該当がある」・・・100 点

$(100+100+100+100) \div 4 = 100 \rightarrow \star\star\star\star$

〇〇見える化評価実施規程

令和〇年〇月〇日

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和〇年国土交通省告示第〇〇〇号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和〇年〇月〇日）に基づき、〇〇見える化評価実施規程を以下のとおり定める。

第 1 章 総則

（趣旨）

第〇条 この規程は、一般社団法人〇〇工事業協会（以下「協会」という。）が、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国土交通大臣の認定を受けた〇〇見える化評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施する〇〇見える化評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第〇条 この規程において、「評価」とは、協会が評価基準に従って実施する見える化評価をいう。

（評価事務実施の基本方針）

第〇条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施する。

（評価事務を行う時間及び休日）

第〇条 評価事務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- （1）土曜日・日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- （3）12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（（2）に掲げる日を除く）
- （4）協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(評価事務を行う事務所)

第〇条 評価事務を行う事務所は、以下のとおりとする。

事務所 一般社団法人〇〇工事業協会

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

第2章 評価の申請

(評価の実施)

第〇条 協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

(申請の受付開始時期)

第〇条 評価の申請は、〇年〇月〇日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第〇条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った専門工事企業等を対象とする。なお、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った建設技能者が所属せず、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとする。

(評価の申請)

第〇条 評価を受けようとする専門工事企業等は、見える化評価申請書（別記様式1）の書類に必要事項を記入の上、協会にこれを提出するものとする。

(評価申請の受理)

第〇条 協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 見える化評価申請書に必要な事項が記載されていること
 - (2) 評価の申請に係る専門工事企業等（以下「申請者」という。）が第〇条の規定に適合していること
- 2 協会は、申請の内容に不備を認めたときは、補正させた後、受理するものとする。
- 3 協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第〇条 評価は、〇年〇月〇日より実施することとする。

(実施期間及び実施場所)

第〇条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

(１) 評価事務の実施期間 原則として第４条に定める休日を除き、一年を通じて実施するものとする。

(２) 評価の実施場所 一般社団法人〇〇工事業協会

(評価実施の公告)

第〇条 評価の実施期間、実施場所その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会のホームページ等により公告する。

(評価の実施)

第〇条 評価は、評価基準及びこの規程に基づき実施する。

２ 協会は、評価基準に定める評価に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合する評価を認定する。

第４章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第〇条 協会は、評価の結果を、申請を行った者に対して通知する。

第５章 評価の結果の公表

(評価結果の公表)

第〇条 協会は、評価の結果を、協会のホームページ等において公表するとともに、国土交通省に対して、通知する。

第６章 評価手数料

(評価手数料)

第〇条 評価実施に係る手数料の金額は、〇〇円（税込）とする。

(評価手数料の収納)

第〇条 (略)

第6章 雑則

(不正行為に対する措置)

第〇条 会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び国土交通省に通知する。

(秘密の保持)

第〇条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第〇条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により協会で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第〇条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から〇年とする。

2 前項の帳簿等は、确实かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。

3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第〇条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

見える化評価申請書

下記のとおり、見える化評価を申請します。

申請者						
フリガナ	〇〇ケンセツ				職種	〇〇
事業者名	〇〇建設（株）					
事業者 I D	1234	-	5678	-		

見える化評価項目	見える化評価内容	記載欄	摘要
基礎情報	建設業許可の有無	有	摘要欄については、別途証拠書類の提出を求める等の措置を記載
	建設業の許可年数	30年	
	資本金	1000万円	
	完工高	5億円	
	取引先	〇〇建設（株）、・・・	
	社員数	30名	
施工能力	建設キャリアアップカードの保有者数	30人	
	所属技能者に占める能力評価レベル3以上の者の割合	20%	
	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	15%	
	所属技能者の平均勤続年数等	10年	
コンプライアンス	処分歴	無	
	社会保険加入状況	加入済み	
	労働安全衛生大会の出席	該当がある	
	安全団体加入	該当がある	